

## 公正取引委員会からの勧告についてのお知らせ

本日、東洋電装株式会社（以下、当社）は、2025年12月24日付で、公正取引委員会より「下請代金支払遅延等防止法」（以下、下請法）に基づく勧告を受けました。

取引先様をはじめとする関係者の皆様には、ご迷惑、ご心配をおかけしましたことを心より深くお詫び申し上げます。

### 1. 勧告の概要について

#### (1) 返品

当社は、取引先様と協議の上、納入された製品について返品を行わせて頂くことがあります。その際、受入検査の実施や瑕疵の定義に関し、下請法で定められている内容について一部解釈の誤りがあり、瑕疵を理由とした返品について、下請法第4条第1項第4号（不当な返品禁止）の規定に違反すると判断されました。

なお、当該下請法違反とされた行為は、対象取引先様27社に対し協議を実施し、返品の費用に相当する額として、総額5,630,020円の支払いを完了しております。

#### (2) 金型等保管費

当社は、取引先様と協議の上、段階的に金型等の保管料の支払いに取り組んでまいりましたが、一部において支払い対応条件が不十分であったことから、下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）の規定に違反すると判断されました。

なお、当該下請法違反とされた行為については、対象取引先様57社に対し協議を開始しており、本勧告に従い支払いを進めてまいります。

#### (3) 金型等回収費

当社は、取引の過程で、取引先様が製品納入のため定期的に当社にお越しの際、協議の上、返却が必要となった金型等をあわせてお持ちいただくことがあり、取引先様に回収に係る費用の一部をご負担いただくこととなり、下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）の規定に違反すると判断されました。

なお、当該下請法違反とされた行為については、対象取引先様16社に対し協議を開始しており、本勧告に従い支払いを進めてまいります。

### 2. 当社の対応について

当社は、本勧告を厳粛に受け止め、本勧告に基づく取締役会決議を行うとともに、社内規定の見直しと遵法管理体制の強化を図るため、法務部門による定期監査の実施、役員および発注担当者を対象とした下請法遵守研修実施など、本勧告において求められた処置を速やかに実行し、再発防止に努めてまいります。

なお、今後一層取引先様との公正かつ健全な取引徹底を最優先に取り組み、コンプライアンス体制の一層の強化を進めてまいります。

以上